

郵便等により不在者投票ができる人

要件		障害等の区分	障害等の程度
①	身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢，体幹，移動機能の障害がある方	1 級又は 2 級
		心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸の障害がある方	1 級又は 3 級
		免疫，肝臓の障害がある方	1 級から 3 級まで
②	戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢，体幹の障害がある方	特別項症 第 1 項症又は第 2 項症
		心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，肝臓の障害がある方	特別項症 第 1 項症から第 3 項症
③	介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分「要介護 5」	

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)における新型コロナウイルス感染症の位置づけが 2 類相当から 5 類に移行したことにより、新型コロナウイルス感染症は郵便投票の対象ではなくなりました。